

平成29年11月1日

厚木市長 小林 常良 様

厚木市環境審議会

会長 川島 豪



厚木市環境基本条例の改正について（答申）

平成29年8月18日付けをもって諮問のありました厚木市環境基本条例を改正することについて、慎重に審議した結果、別紙のとおり答申いたします。



厚木市環境基本条例の改正について
答 申

厚木市環境審議会
平成 29 年 11 月 1 日

答 申

厚木市は、昭和61年に厚木市環境基本条例（昭和61年厚木市条例第20号）を制定し、その後、同条例に基づき厚木市環境基本計画を策定し、自然環境と人間が共生するまちの実現に向けて各種環境施策を展開し、その推進を図っている。

条例制定当時の環境問題は、公害や開発による自然破壊等が中心であったが、現在の環境問題は、地球温暖化や廃棄物問題、生物多様性の損失など世界規模で深刻化し、不特定多数の者が原因者になっている状況である。また、東日本大震災の大きな被害により、安心・安全の観点から、エネルギー問題や自然との関わり方を再考することが大きな課題となっている。

このような背景のもと、市民の健康で安全かつ快適な生活を確保するためには、各主体がそれぞれの立場から環境問題に取り組み、相互に連携、協働し合うとともに、現在の課題に対する施策を明確化し、積極的な対応を図らなければならない。

今後、厚木市がこの答申の趣旨を踏まえて、条例を改正し、それに伴う必要な措置を講じ、良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進することによって、厚木市特有の豊かな環境の恵みを将来の世代に引き継いでいくことを切に要望する。

1 全体について

条文については、可能な限り市民にとって理解しやすい表現に努めること。

2 基本理念について

地球環境保全は、地球温暖化や大気汚染、水質汚濁、土壤汚染、野生生物の種の減少など地球全体又は広範な部分の環境に影響を及ぼすことから、対応する環境問題は広く捉えることとし、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることを認識し、全ての者が自らの問題として環境保全に取り組んでいくこと。

3 基本施策について

目的及び基本理念を踏まえ、重点的に実施する施策の策定に努めること。

4 年次報告について

公表については、ホームページ等の広報媒体を活用し、内容をわかりやすくまとめ、市民等への情報発信、情報共有に努めること。

5 環境に影響を及ぼす施策の策定及び実施について

直接的には環境に影響を及ぼさない施策である、環境教育や農業と環境との連携等についても、市の機関相互に十分な連携を図り、施策の策定及び実施に努めること。

6 情報収集について

収集した情報は体系的、総合的に管理し、可能な限り市民等へ情報発信し、情報共有を図るなど、効果的な活用に努めること。

7 審議会について

部会の設置については、部会の役割を明確にし、多様化する環境問題に迅速に対応するための仕組みを構築すること。